

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2025 年 10 月 3 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定をゼロ・ジャパン株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

（認定取得者）

（1）住所、名称、代表者の氏名

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

ゼロ・ジャパン株式会社 代表取締役 安齋 哲也

（2）施設設置場所

新潟県新潟市中央区新光町四番一ほか

（3）施設の種類

廃 PCB 等の分解施設

PCB 汚染物の洗浄施設

（4）処理を行う廃棄物の種類

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの（以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

・令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

（5）処理の方法

分解・洗浄（金属ナトリウム添着セラミックス分解・洗浄法）

（6）処理能力

分解・洗浄施設 1 基につき、変圧器を最大 1 台／3 日（認定対象施設数：3 基）

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 10 月 9 日付 環境省報道発表資料](#)